

入札心得書

第1条 入札者は、市有財産の売払公告及び本心得書に記載の事項を遵守しなければならない。

第2条 入札者は、売払物件をその所在地において確認し、熟知したうえで入札しなければならない。

第3条 入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者(該当してから3年を経過しない者を含む。)及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者
- (5) 釧路市の市税に滞納がある者

第4条 入札者は、来る**2023年(令和5年)11月17日(金)午後5時まで**に別紙様式の入札参加申込書を市立釧路総合病院事務部総務課施設管理担当に提出しなければならない。

2 前項の入札参加申込書には、次に掲げる書類(第2号及び第3号の証明書については、入札執行日前1か月以内に発行されたものに限る。)を添付しなければならない。

- (1) 暴力団等排除措置に係る誓約書
- (2) 次のア又はイに掲げる申請者ごとに、次に掲げる証明書
ア 個人 本籍地の市区町村長が発行した身分証明書
イ 法人 法人登記の履歴事項全部証明書又は現在事項証明書
- (3) 釧路市税の「完納証明書」(課税がない場合は「滞納なし証明書」)

第5条 入札者は、入札当日(**2023年(令和5年)11月28日(火)午前9時から入札開始まで**)に入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額を現金又は市中銀行の振出小切手により納付しなければならない。

第6条 入札参加者が代理人であるときは、入札前に委任状及び委任者の印鑑証明書を入札執行者に提出しなければならない。

第7条 入札者は、所定の入札書により入札しなければならない。

第8条 入札者は、入札保証金の領収書を入札執行者に提示しなければならない。

第9条 入札書には、入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名を記入し、押印のうえ提出するものとする。また、入札金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入するものとする。

第10条 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加申込書の提出のない者がした入札
- (2) 入札保証金が不足した者の入札
- (3) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (5) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (6) 入札書の内容が確認できない入札
- (7) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (8) 予定価格を下回った金額の入札
- (9) その他この入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札

第12条 開札は、入札者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、市が指定した者を立ち会わせて開札する。この場合、異議を申し立てることはできない。

第13条 開札の結果、予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、売払いを止めることがある。この場合、異議を申し立てることはできない。

第14条 有効な入札を行った者のうち、市の予定価格以上の最高のものをもって落札者とする。ただし、落札者となる同価の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合、くじを辞退することができない。

第15条 入札保証金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消しの後直ちに返還する。
(当該入札が法人又は個人の営業に関するものである場合は領収書に200円の収入印紙の貼付を要する)

ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後直ちに返還する。
なお、落札者の入札保証金は、本人の申し出を得て契約保証金に充てることができる。この場合、入札保証金には利息を付さない。

第16条 落札者は、落札決定の通知（開札時に口頭により通知）を受けた日から7日以内に市の指定する契約書により入札物件の売買契約を締結しなければならない。

第17条 落札者は、契約の際に保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付しなければならない。

2 売買代金は市が発行する納入（収納）通知書により指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに指定の場所に納付しなければならない。

第18条 この心得書に定めのない事項については、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）に定めるところによる。

入札保証金と入札限度額（例示）

入札保証金	入札限度額
60万円	1,200万円まで
65万円	1,300万円まで
70万円	1,400万円まで
75万円	1,500万円まで

※ 入札金額は、入札執行前の納入する入札保証金の20倍までの額（入札限度額）とします。この限度額を超える入札は、無効となりますのでご注意ください。